

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	荒尾 信仁
登録番号又は法人番号	1 1 2 6 0 7 2 8
所属する単位会	大阪府行政書士会
事務所名称	荒尾行政書士事務所
事務所所在地	大阪府大阪市生野区 巽東1丁目1番32号 502
処分年月日	令和4年3月15日
処分内容（種類）	会員の権利の停止（令和4年3月15日から1年間）
上記処分をした理由	<p>行政書士法第8条第2項及び第10条、行政書士法施行規則第7条、日本行政書士会連合会会則第59条、大阪府行政書士会会則第40条に違反した。</p> <p>（被処分者は、令和元年9月中頃に依頼者から受託した一般貨物自動車運送事業経営許可申請を同年10月31日に近畿運輸局に行い、令和2年2月18日頃、近畿運輸局から当該申請の補正通知を受け取った。しかしながら、その後同年6月22日まで補正の対応を行わず、許可の取得時期を大幅に遅らせた。通常、当該申請の補正にこのような長期期間を要することではなく、被処分者の行為は行政書士法第10条、行政書士法施行規則第7条、日本行政書士会連合会会則第59条及び大阪府行政書士会会則第40条に違反する。</p> <p>また、被処分者は事務所所在地だけでなく自宅においても事務所名の表示を行っており、このことは行政書士法第8条第2項に違反するものである。）</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法 第8条（事務所）第2項 行政書士は、前項の事務所を二以上設けてはならない。</p> <p>第10条（行政書士の責務） 行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>行政書士法施行規則 第7条（業務取扱の順序及び迅速処理） 行政書士は、正当な事由がない限り、依頼の順序に従って、すみやかにその業務を処理しなければならない。</p> <p>日本行政書士会連合会会則 第59条（責務） 単位会の会員は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用、又は品位を害するような行為をしてはならない。</p>

大阪府行政書士会会則

第 40 条（責務）

会員は、法令及び連合会の会則並びに本会の会則を遵守し、誠実にその業務を行うとともに行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。